

請求人 あて

大阪市監査委員	坂 井 良 和
同	福 田 賢 治
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

### 住民監査請求について（通知）

平成 20 年 3 月 21 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市（現都市整備局）は、「大阪市優良建築物等整備事業制度要綱」に基づき、平成 17 年 9 月に完成した福島区のマンションを補助金交付対象物件に選定し、マンション建設業者（以下、「発注者」という。）に 2 億 7120 万円の市補助金を平成 15 年度から 17 年度に交付した。

平成 20 年 1 月、この建設工事で発注者が工事費を水増しして補助金を不正に受給しているとの情報提供があり、関係資料を公開請求したところ、都市整備局から提供された資料により次の事実が明らかになった。

公開された施工体制台帳では、発注者が、元請業者の第 1 次下請業者として 3 億 3409 万円で外構工事の請負契約を締結し、さらに、別の 3 社と再下請負契約をしている。下請業者としての発注者は代表者名を別人にして下請契約し、発注者と別会社のように装っている。発注者は、第 2 次下請業者に 1 億 3169 万円で発注しているので、情報提供者の告発通り、工事費 2 億 240 万円を違法不当に水増ししており、補助金対象額が違法不当に増額され、大阪市に損害を生じさせている。

都市整備局および補助金の審査・決定・支出関係職員らは、上記違法不当な契約が

判明した資料を入手した時点で補助金の水増し交付を知りながら、今日まで補助金の返還を求めるなどの是正措置を怠っている。

以上のことから、監査委員にたいし、以下の是正措置等を市関係責任者らに講じるよう勧告することを請求する。

1. 市長に対し、補助事業者として発注者を選定した理由、申請決定における書類検査の経過など補助金決定に関する担当者の責務について再検証を求めること。
2. 市長に対し、補助事業の指定および補助金の交付を取り消し、違法不当な申請に基づき交付した市の補助金 2 億 7120 万円および市補助金等交付条例に準じる加算金を加えた額の返還を発注者および元請等に求めるよう勧告すること。
3. 大阪市が申請手続き等を行い、交付を受けた国の補助金についても全額返還請求の手続きを実行し、国に返還するよう市長に対し勧告すること。

なお、本件は内部通報により知ることができたもので、一般に事実を知りえないことであるから、期間徒過の制限を受けない。

## 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。（平成 2 年 6 月 5 日、平成 16 年 11 月 25 日、平成 16 年 12 月 7 日各最高裁判決ほか）

請求人は、「補助金の審査・決定・支出関係職員」が「補助金の水増し交付を知りながら、今日まで補助金の返還を求めるなどの是正措置を怠っている」と主張して、本市職員等による公金支出行為を請求の対象とし、「施工体制台帳」や「優良建築物等整備事業完了実績報告書」等をもって公金支出行為の違法不当性を根拠づける事実証明書として添付しているものと解される。

しかしながら、「施工体制台帳」は、もともとは業者間の文書であり、平成 19 年 5 月、会計検査院から本市に対して提出要請があったため、本市が業者から取り寄せ、取得した文書であって、本来、当該補助金の審査・決定・支出の際に本市職員等が通常確認する文書ではない。

すなわち、「施工体制台帳」は、よしんば補助金受領業者側による不正行為を根拠づける文書としては足り得るとしても、本市職員等による公金支出行為の違法不当性を直接根拠づける文書としては足り得ない。

また、「優良建築物等整備事業完了実績報告書」からは、当該補助金の支出の事実等は読み取れるにしても、「水増し交付を知らながら」との本市職員等による公金支出行為の違法不当性を直接うかがわせる内容は読み取れない。その他、請求書の記載内容、添付書面等に照らして客観的、実質的に判断しても、本市職員等による公金支出行為の違法不当性を直接うかがわせるものは存在しない。

結局のところ、請求人は、本市職員等による公金支出行為を請求の対象とするにもかかわらず、単に請求人の主張するところの補助金受領業者側による不正行為を専ら示そうとしているに過ぎないのであって、本市職員等による公金支出行為の具体的な事象をとらえ、その違法不当性を吟味したうえで監査を求めているとは解されず、具体的な理由をもって違法不当事由を摘示しているとは言えず、本件請求は法第 242 条の要件をみたさないものと判断する。

なお、請求人は、平成 20 年 4 月 18 日付けで「補充書」を提出しているが、本件請求を、補助金受領業者側による不正行為があるにもかかわらず本市職員等による違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとする請求とみることは、請求人において行為者等を「補助金の審査・決定・支出関係職員」に限定指定し、債権管理関係職員を指定していないことや、怠る事実を請求の対象とする場合、原則的に主張する必要のない「請求期間徒過の正当理由」を主張しようとしていることからして、無理があると言わざるを得ない。仮に、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとする請求とみたとしても、請求人が、専ら補助金受領業者側による不正行為を主張しようとし、本市職員等に係る固有の違法不当性を主張しているのではない点に変わりはなく、いずれにしても、法第 242 条の要件をみたさないものと判断する。